



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》会社法の一部改正に関する法律案

はじめに

平成25年11月29日に、「会社法の一部を改正する法律案（以下、改正法案という。）」及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」が閣議決定され、同日の臨時国会に提出されました。

当該法案は、平成24年9月7日に法制審議会によってとりまとめられた「会社法制の見直しに関する要綱（以下、要綱という。）」に基づくものです。

今回は改正に向けての議論の中で争点として注目されていた点や、要綱からの主な変更点について説明します。

1. 社外取締役の選任義務化

上場企業を対象に、1人以上の社外取締役の選任を義務付けるといっていますが、要綱において、合意が得られず見送られていました。

要綱を踏まえ、改正法案でも当該規定は見送られる事となりました。

しかし、義務付けを求める意見を反映する為、以下の変更が行われました。

(1) 社外取締役を置いていない旨の開示

事業年度の末日において、監査役設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって、その発行する株式について有価証券報告書の提出義務が課されるものが、社外取締役を置いていない場合、その事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならないとする条文が、改正法案に規定されました。

(2) 社外取締役の設置義務化に関する検討

要綱案決議の際には、金融商品取引所の規則において、上場会社は取締役である独立役員を1人以上確保するように努める旨の規律等を設ける必要があると、付帯決議されていました。

改正法案では、附則の中で、以下のような場合であれば2年後に再検討を行う旨を盛り込んでいます。

《会社法改正法案附則 25条》

政府は、この法律の施行後2年を経過した場合において、社外取締役の選任状況、その他の社会経済情

勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置く事の義務付け等所要の措置を講ずるものとする。

これら改正法案の、閣議決定・臨時国会提出を踏まえた上で同日、東京証券取引所は「独立性の高い社外取締役の確保に関する上場制度の見直しについて」を公表しました。

当該公表において、「上場会社は、取締役である独立役員（社外取締役）を少なくとも1名以上確保するように努めなければならない」とし、平成26年2月から実施する方針を明らかにしました。

2. 監査等委員会設置会社制度の創立

改正法案では、株式会社の機関設計として、監査役を置かず、3人以上の取締役（過半数は社外取締役）によって構成される監査等委員会を設置する「監査等委員会設置会社」制度を創設するものとされています。

要綱でも、同じ内容の制度創立が盛り込まれていましたが、要綱では「監査・監督委員会設置会社（仮称）」とされており、呼称が「監査等委員会設置会社」へと変更されています。

なお、「監査等委員会設置会社」と明確に区別する事を目的として、従来からの「委員会設置会社」は「指名委員会等設置会社」へと呼称に変更するとされています。

3. 金融商品取引法関係

要綱では、金融商品取引法の規制を違反した者による議決権行使に対して、他の株主が議決権行使の差止を請求する制度を設けていましたが、改正法案では当該制度の導入は見送られる結果となりました。

終わりに

当該改正法案は、本年度の通常国会での成立する見込みとなっていますが、施行時期は政令で定めるとしていますので、現段階では未定となっております。

改正法案は多岐にわたっていますが、現行の会社法との相違点を、ポイントを絞って理解していく事に対応への時間等の削減ができるのではないでしょう。か。（担当：赤羽）